

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第435号)

平成18年1月20日

横情審答申第435号
平成18年1月20日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年5月26日教教人第180号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「指導力不足教員について（平成15年度教教人第1401号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」及び「指導力不足教員について（平成16年度教教人第1199号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧及び平成17年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「指導力不足教員について（平成15年度教教人第1401号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」及び「指導力不足教員について（平成16年度教教人第1199号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧及び平成17年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」を一部開示とした決定のうち、状況等欄の別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、状況等欄のその余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「指導力不足教員について（平成15年度教教人第1401号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」（以下「文書1」という。）、「指導力不足教員について（平成16年度教教人第1199号）のうち、平成16年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」（以下「文書2」という。）及び「指導力不足教員について（平成16年度教教人第1199号）のうち、平成17年度指導力不足教員に関わる対象者一覧」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年4月6日付で行った一部開示決定のうち、状況等欄を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

状況等欄については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

状況等欄は、指導力不足教員の決定又は解除を申請された教員（以下「対象教員」という。）の個人の内心、能力、心身の状況等に関する情報である。本号本文に規定されている「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の情報についての事実、判断、評価等すべてが含まれるため、状況等欄は本号本文に該当する。

なお、状況等欄の情報のうち、対象教員の心身の状況等に関する情報については、

事業の実施等の職務遂行の内容に係る情報には当たらないため、開示を義務づけられる本号ただし書ウの規定には該当しない。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

指導力不足教員の取扱いについては、指導力不足により児童生徒を適切に指導することができない教員を決定し、該当者に研修等を行う措置であることから、人事管理に関する情報に該当する。このような情報が開示されることにより、次年度以降、校長からの申請書の提出が行われにくくなる、あるいは申請書に率直な記述が行われなくなるおそれがある。更に、指導力不足教員にかかわる対象者が明らかになることにより、他の教員に与える心理的な影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、指導力不足教員の判定及び決定手続については、毎年度反復されるような性質の事務であり、ある個別の事務に関する情報を開示すると、次年度以降の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 状況等欄を非開示とした決定を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。指導力不足教員の取扱いに関する要綱（平成16年1月施行。以下「要綱」という。）に基づいて、指導力不足教員の申請及び決定が適切になされているのかが、この一部開示では全くわからない。状況等欄を開示しても、名前・学校名等は非開示であり、個人情報に抵触することにはならない。よって、状況等欄の非開示は極めて不当である。
- (3) 要綱が策定され、それが実施され2年目となった。この制度は、学校教育に相当な影響力をもたらすものである。したがって、横浜市民に対して、この制度が適切に運用されているかどうかを、当然に明らかにすべきである。

また、その運用に対して、横浜市民の評価を受けるのも住民自治の観点から当然のことである。そのための一つとして、情報公開が欠かせない。

- (4) 平成17年5月26日付横浜市教育委員会の横浜市情報公開・個人情報保護審査会への一部開示理由説明書の非開示理由には個人情報に関することが縷々記述されている。確かに、個人情報に関することについての非開示については申立人もそう思い、また、そうでなければならないと思う。しかし、申立人は、まさに個人情報である対象教員

の氏名や学校名等の開示を要求しているのではない。状況等欄に記録された情報についてのみ要求しているのである。この公開こそが、この制度が適切に実施されているか否かを評価できるものになる。この状況等欄を開示することが、個人の特定につながるとは考えられない。

また、該当性に関することが記述されているが、納得できない。どうして公開することが適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということになるのか疑問を禁じ得ない。むしろ、教育行政の説明責任を果たすことになるのではないのだろうか。更には、教育行政への信頼にもつながるものであろう。横浜市情報公開・個人情報保護審査会が真摯に検討し、状況等欄を開示するとの結論を下すことを望む。

- (5) 申立人は、対象教員が誰であるかを知りたいわけではなく、個人識別される可能性がある氏名等の情報の開示は求めている。本件申立文書の状況等欄に記録されている情報の開示を求めている。
- (6) 指導力不足教員の制度が運用されるようになって2年が経過したが、この制度が要綱に照らして適切に運用されているかを検証するためには、校長が対象教員の状況等を記録している状況等欄の情報を知る必要がある。
- (7) 本件申立文書を見ればわかるように、対象教員のうち大部分の者が指導力不足教員判定会で校長の申請どおりの決定を受けている。校長の主張がほとんどそのまま通るということである。したがって、この制度が適正に運用されなければ、校長の恣意的判断を生み校長の権力を肥大化させるおそれ、また、教員がそれを恐れて萎縮してしまうおそれがある。教育現場では、校長と教員の意見が食い違うこともあるが、本来の自由闊達な意見交換ができなくなる可能性がある。
- (8) 実施機関が主張する人事に支障があるという非開示の理由は理解できない。条例の前文で規定している立法趣旨を尊重した開示を希望する。

5 審査会の判断

(1) 指導力不足教員に係る事務について

実施機関は、要綱に基づき、横浜市立学校に勤務する教員を対象として指導力不足教員に係る事務を実施している。要綱で定義されている指導力不足教員とは、疾病以外の理由により、学習指導、児童・生徒指導及び学級経営のいずれかを適切に行えない教員のことをいう。

校長は、教育長に対し、指導力不足教員に該当すると認める教員について、指導

力不足教員の決定の申請を行う。

要綱の運用指針は、指導力不足教員の態様の具体的事例を数種類例示し、児童生徒、保護者、同僚教員等からの相談及び苦情、当該教員の態様等を、具体的事例を基に的確に把握し、教員本人との面談を踏まえ、これまでの勤務実績、現在の指導力不足の実態、今までの指導記録等を具体的に記して申請するものと規定している。

教育長は指導力不足教員判定会の意見を聴き、校長から申請のあった教員について指導力不足教員に該当するか否かを決定する。教育長は、該当することを決定した教員に、教育センター又は校内における原則1年間の研修を命じる。

研修期間後期に、校長は、当該教員の状況に応じて指導力不足教員の決定の解除又は改めての決定を教育長に申請し、教育長は、再度、指導力不足教員判定会の意見を聴き、決定の解除、研修期間の延長等の決定を行う。また、教育長は、研修を行っても適切な指導ができないと決定された教員については、退職勧奨等必要な措置を講ずるものとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成16年度及び17年度の指導力不足教員判定会の報告を踏まえた指導力不足教員の決定等についての起案文書のうち、指導力不足教員の対象者一覧であり、対象教員ごとに、区、学校名、校長名、名前、年齢、生年月日、学年、組、校務分掌、状況等及び措置（決定内容）が記録されている。また、文書2には、これら情報の外に申請内容が記録されている。

状況等欄には、校長から教育長に提出された指導力不足教員の決定又は決定の解除の申請書から抜粋された対象教員の勤務状況等が記録されており、文書2における状況等欄には、この外に教育センターの総合所見として研修の受講状況等も記録されている。

実施機関は、本件申立文書に記録された情報のうち、状況等欄以外の部分についても、その一部を非開示としたが、本件異議申立ての趣旨は状況等欄の開示を求めるといえるものであるため、当審査会は、状況等欄についての非開示決定の妥当性のみを判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アにおいては、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、本号ただし書ウにおいては、「当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、状況等欄には、対象教員個人の内心、能力、心身の状況等に関する情報が記録されているため本号本文に該当し、また、状況等欄に記録された情報のうち、対象教員の心身の状況等に関する情報については、職務遂行の内容に係る情報には当たらないため、本号ただし書ウの規定には該当しないと主張している。

ウ 確かに、状況等欄には対象教員ごとの勤務又は研修における行動及び発言等の態様、職務能力、性格、意欲、保護者等の苦情等が記録されているため、対象教員個人に関する情報であるが、本号本文の該当性は、個人に関する情報であり、かつ、特定の個人を識別することができるもの又は識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に認められるものである。当審査会が状況等欄を見分したところ、本号本文に該当する情報が数箇所散見することを認めたが、それ以外の部分については、その該当性を認めることはできず、したがって、状況等欄の情報すべてが本号本文に該当するという実施機関の主張は認められない。

以下、本号本文に該当する箇所ごとに本号の該当性の有無について判断していくこととする。

エ 状況等欄に記録されている対象教員の氏名は、そのものにより特定の対象教員個人を識別できることから本号本文に該当する。しかし、状況等欄に記録された情報のうち、対象教員の心身の状況に関して記録された部分以外は対象教員の職務遂行に係る情報であると認められ、そこに記録されている職員の氏名は職員録において既に公にされている情報であるため本号ただし書アの規定に該当し、本号で規定する開示しないことができる情報には当たらない。

また、状況等欄に記録された情報のうち懲戒処分に関する部分についても、実施機関が既に公表している被懲戒処分者の氏名及び処分内容等の情報と照合する

ことにより、特定の対象教員個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。しかし、これらの情報についても、実施機関が公表しているため、本号ただし書アに規定する既に公にされている情報に該当し、本号で規定する開示しないことができる情報には当たらない。

オ 状況等欄に記録された情報のうち、対象教員の病名に関する部分については、開示されても一般人には当該教員を識別することはできないが、同僚教員等、対象教員の周辺者には識別できる可能性があり、公にすることにより当該教員の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、職務遂行情報には当たらないため、本号ただし書ウの規定には該当せず、本号ただし書ア及びイにも該当しない。

カ 状況等欄に記録されている対象教員の発言内容に係る部分については、当該教員、発言の対象とされる者及びその関係者を識別することはできないが、公にすることにより、発言の対象とされる者及びその関係者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当する。この情報は、職務中の発言の内容であるため職務遂行に係る情報であるとも考えられるが、発言の対象とされる者及びその関係者の情報でもあるため、本号ただし書ウの規定には該当しないものと判断する。本号ただし書ア及びイにも該当しないことは明らかである。

キ 状況等欄に記録された情報のうち、上記オ及びカにおいて本号の該当性を認めた情報以外は、本号において規定する開示しないことができる情報には該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、状況等欄に記録された情報は人事管理に関する情報に該当し、開示されると、次年度以降、校長からの申請書の提出が行われにくくなり、申請書への率直な記述が行われなくなるおそれ、また、対象教員が明らかになることにより他の教員に与える心理的な影響が生じ公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、本号の規定に該当すると主張している。

ウ 当審査会は、実施機関の主張の適否について検討するため、平成17年12月2日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 要綱は、平成15年12月に制定し、平成16年1月から施行した。他都市でも指導力不足教員制度は実施しているが、横浜市の制度の特徴は、校長が指導力不足教員の決定の申請をする際に、事前に校長から当該教員に説明を行う（申請書そのものは本人に見せていない。）こと及び当該教員が希望する場合に指導力不足教員判定会において意見を述べる機会を設けていることである。このように、当該教員が知らぬ間に指導力不足教員に決定されている等の状況が起きないように、本人が常に自分の状況を知ることができるようになっている。

指導力不足教員判定会は、教育委員会事務局の幹部職員、弁護士、精神科医及び保護者代表の委員で組織されている。また、要綱及び要綱の運用指針は横浜市のホームページに掲載し、公表している。

(イ) 状況等欄の情報は条例第7条第2項第2号のほか同条同項第6号の規定にも該当する。具体的な行政運営上の支障は次のとおりである。

まず、状況等欄に記録されている情報は、開示すると校長が対象教員の状態について申請書に差し障りの無い記述しかしなくなるおそれ又は申請しなくなるおそれがあり、その結果、校長から対象教員についての正確な情報が得られなくなり、ひいては指導力不足教員の判定が困難となる。

更に、状況等欄には、特定の対象教員を識別できる情報が含まれているため、対象教員以外の教員が、もしも自分が指導力不足教員の決定を申請され、その関連文書が開示請求された場合には、開示されて自分が識別されると考えることにより精神的影響を受けるおそれがある。

以上2点の理由から、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

また、状況等欄には特定の対象教員を識別できる情報が含まれていることから、開示されて対象教員が識別された場合、識別された対象教員本人が将来に失望し、研修受講や復帰後の職務に対し、やる気を失う可能性があり、その結果、指導力不足教員制度の効果的な実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、状況等欄に記録された情報は、条例第7条第2項第6号にも該当するため、非開示とした。

エ 当審査会は、上記説明を踏まえ、次のように判断する。

指導力不足教員に係る事務は、教育長が指導力不足教員の決定及び解除、研修

受講命令等を行うことから人事管理に係る事務であり、当該事務の遂行のために作成された本件申立文書の当該状況等欄に記録されている情報についても人事管理事務に関する情報であると認められる。

実施機関は、対象教員が明らかになると他の教員に心理的影響を与えるおそれがあると主張するが、当審査会が状況等欄を見分したところ、確かに特定の対象教員を識別し得る情報が一部に存在するが、それ以外の部分は特定の対象教員を識別し得る情報であるとは認められず、仮に対象教員の同僚教員が対象教員を識別し得たとしても、状況等欄の内容が対象教員の勤務における態様を実際に反映したものであれば、同僚教員に心理的な悪影響を与えるおそれがあるとは考えられない。また、校長が行う対象教員の申請は、状況等欄の開示非開示にかかわらず、校長が当然に行わなければならない職務のひとつであることから、状況等欄を開示すると申請が減少する等のおそれがあるという実施機関の主張を認めることはできない。

オ しかし、申請の減少や他の教員への心理的影響等が生じる蓋然性は認められないとしても、本人にとって、自分が指導力不足教員に該当するとして申請された教員であるという事実を広く一般に公にされるということは、当該対象教員に教員としての将来への希望を失わせ、研修及び復帰後の職務に臨む気持ちにマイナスの影響を与える可能性は否定できず、ひいては指導力向上を目的とする指導力不足教員制度の効果的な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。そのため、状況等欄に記録された情報のうち対象教員の氏名については、本号に該当すると判断した。

カ また、状況等欄に記録された情報のうち、懲戒処分に関する部分及び担当校務の一部については、他の情報と照合することにより、特定の対象教員を識別することができるものであると認められ、上記オと同様の理由から本号の規定に該当する。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が状況等欄に記録された情報のうち、別表に示した部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

【別 表】

実施機関が非開示とした状況等欄に記録された情報のうち、当審査会が、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当し、開示しないことができると判断した部分

文書	No.	該当する非開示条項及び非開示該当箇所	
		条例第7条第2項第2号	条例第7条第2項第6号
1	3	—	・ 1行目 6文字目及び7文字目
	8	・ 7行目 2文字目から 8文字目まで	—
	9	・ 9行目 2文字目から 10行目 4文字目まで	—
	13	—	・ 1行目 7文字目及び8文字目
2	9	—	・ 6行目 11文字目及び12文字目
3	4	—	・ 16行目 2文字目から 13文字目まで
	6	・ 13行目 2文字目から 31文字目まで	—
	8	—	・ 9行目 2文字目から 10行目 2文字目まで
	9	・ 13行目 2文字目から 31文字目まで	—
	13	・ 12行目 2文字目から 31文字目まで	・ 1行目 18文字目から 4行目 3文字目まで ・ 8行目 13文字目から 17文字目まで

(注意) 文字数について

1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点、符号はそれぞれを1文字と数え、かっこ等についてはくくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数える。また、数字については、半角全角の別なく各けたの数字を1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 5 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 6 月 17 日 (第 4 回第三部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 6 月 23 日	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 6 月 24 日 (第 65 回第二部会) 平成 17 年 7 月 14 日 (第 64 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 7 月 15 日 (第 6 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 9 月 16 日 (第 10 回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 10 月 21 日 (第 12 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 11 月 4 日 (第 13 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 12 月 2 日 (第 15 回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 17 年 12 月 16 日 (第 16 回第三部会)	・ 審議